

朝鮮産米増殖事業資金調達方法

一、朝鮮産米増殖事業資金所要額ハ

- (イ) 土地改良事業資金
- (ロ) 農事改良事業資金

計

ニシテ此ノ金額ノ中ヨリ

土地改良事業ニ對スル政府補助金
企業者自己調達金

計

ヲ除キタル殘額

ヲ左ノ方法ニ依リ調達スルモノトス

(一) 預金部融通

(二) 東洋拓殖會社及朝鮮殖産銀行引受

(運)

一四、一一、二

三〇三、二五〇、〇〇〇圓	六五〇、七〇〇、〇〇〇圓
四〇〇、〇〇〇、〇〇〇圓	三九四、八四〇、〇〇〇圓
三四三、二五〇、〇〇〇圓	一〇四、五五四、〇〇〇圓
	二三八、六九六、〇〇〇圓
	一二〇、〇〇〇、〇〇〇圓
	一一八、六九六、〇〇〇圓

一、朝鮮半島復興資金	一一八六六〇〇〇
二、内地及殖民地災害復舊資金	一二〇〇〇〇〇〇
三、内地普通地方資金	二二八六六〇〇〇
四、朝鮮産米増殖資金	一〇五五五〇〇〇
五、社會事業資金	三六八〇〇〇〇
六、其他臨時資金	六六〇〇〇〇〇
七、預金部融通資金	三三三二六〇〇〇
八、其他	三〇〇〇〇〇〇
九、土庫	三〇三二二〇〇〇
十、其他	
合計	一、一八六、六〇〇、〇〇〇

大 蔵 省

二、預金部融通資金ニ付テハ預金部資金ノ性質上數年ニ亘ル繼續的融通ヲ豫約スルコト能ハサルハ勿論ナリ依テ本件資金ノ各所要年額ニ付テハ各年度ニ於テ其ノ時ニ於ケル預金部資金ノ狀況ニ鑑ミ大体左記順位ニ依リ資金供給方考案シタル上供給可能ナル場合ニ其ノ年度預金部運用委員會ノ議ヲ經テ融通ヲ決定スルモノトス

- 第一、公債計上公債引受豫定額
- 第二、内地及殖民地災害復舊資金
- 第三、内地普通地方資金
- 第四、朝鮮産米増殖資金
- 第五、社會事業資金
- 第六、其他臨時資金

右ノ順位ニ依ルヲ以テ或ル年ニ於テ朝鮮ニ大災害アリ多額ノ復舊資金ヲ要スルトキハ預金部資金ノ狀況ニ依リ當該年度ノ産米關係融通金ヲソレ丈減額スルノ止ムヲ得サル場合起リ得ルモノトス

大 蔵 省

一、本件融通ニ付朝鮮總督府ニ要求スヘキ附帶條件左ノ如シ
 (一) 適當ノ時機ニ朝鮮ニ内地全様ノ簡易保險制度ヲ實施シ之ニ依ツテ
 (二) 融通ノ形式 東洋拓殖債券又ハ朝鮮殖産債券ノ引受ニ依ル
 (三) 融通ノ期限 据置ヲ含ミ二十五ケ年
 (四) 融通ノ利率 預金部ノ融通利率ハ年五分一厘、經由機關ノ利率ハ年八厘以内トス但シ預金部ノ融通利率ハ朝鮮ニ於ケル郵便貯金ノ利率ト合變更セラル、トキハ之ニ隨テ變更セラルヘキコト
 (五) 融通ノ總額 一億二千万圓ヲ限度トス
 (六) 融通ノ年額 十二年間ニ分割融通ス融通年額ニ差等アルヲ限ケサルモ最高年額千二百万圓トシ大正十五年度分ハ七百五十万圓トス
 (七) 預金部資金融通條件ハ左ノ通りトス

三、預金部資金融通條件ハ左ノ通りトス
 (一) 融通總額 一億二千万圓ヲ限度トス
 (二) 融通年額 十二年間ニ分割融通ス融通年額ニ差等アルヲ限ケサルモ最高年額千二百万圓トシ大正十五年度分ハ七百五十万圓トス
 (三) 預金部ノ融通利率ハ年五分一厘、經由機關ノ利率ハ年八厘以内トス但シ預金部ノ融通利率ハ朝鮮ニ於ケル郵便貯金ノ利率ト合變更セラル、トキハ之ニ隨テ變更セラルヘキコト
 (四) 融通ノ形式 東洋拓殖債券又ハ朝鮮殖産債券ノ引受ニ依ル
 (五) 融通ノ期限 据置ヲ含ミ二十五ケ年
 (六) 適當ノ時機ニ朝鮮ニ内地全様ノ簡易保險制度ヲ實施シ之ニ依ツテ

一、朝鮮總督府ノ下ニ朝鮮拓殖(又ハ朝鮮産米)委員會ナルモノヲ設
 ケ總督府、拓殖局、大蔵省、農林省等ノ關係官ヲ初メ本事業ニ關
 係アル金融業者、事業家業ヲ委員トシ關係諸機關ノ聯絡ヲ計ルト
 共ニ本事業ノ管理指導ノ任ニ當ラシムルコト
 四、朝鮮總督府ニ於テ速ニ東洋拓殖會社及朝鮮殖産銀行ヲシテ各々確
 實ナル計畫ノ下ニ整理ヲ斷行シ其ノ營業ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ將
 來本事業ノ中樞機關トシテ資金ノ調達及事業經營上遺憾ナカラシ
 ムル様必要ナル手段ヲ講スルコト

集メ得タル資金ヲ以テ本事業ノ促進又ハ預金部ノ負擔輕減ニ資ス
 ルコト

(二)朝鮮總督府ニ於テ今後一層郵便貯金ノ獎勵ニ力メ又將來本事業ノ
 進行ニ伴ヒ増加スヘキ農民ノ收入ハ極力之ヲ吸集シテ預金部資金
 ノ補充ヲ圖ルコト

(三)朝鮮總督府ノ下ニ朝鮮拓殖(又ハ朝鮮産米)委員會ナルモノヲ設
 ケ總督府、拓殖局、大蔵省、農林省等ノ關係官ヲ初メ本事業ニ關
 係アル金融業者、事業家業ヲ委員トシ關係諸機關ノ聯絡ヲ計ルト
 共ニ本事業ノ管理指導ノ任ニ當ラシムルコト

(四)朝鮮總督府ニ於テ速ニ東洋拓殖會社及朝鮮殖産銀行ヲシテ各々確
 實ナル計畫ノ下ニ整理ヲ斷行シ其ノ營業ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ將
 來本事業ノ中樞機關トシテ資金ノ調達及事業經營上遺憾ナカラシ
 ムル様必要ナル手段ヲ講スルコト

朝鮮産米増殖事業資金計畫案

一四、五、九、五

本事業は、朝鮮産米増殖事業資金計畫案に基づき、米増殖事業の推進を図ることに資することを目的とする。本事業は、米増殖事業の推進を図ることに資することを目的とする。本事業は、米増殖事業の推進を図ることに資することを目的とする。

本事業